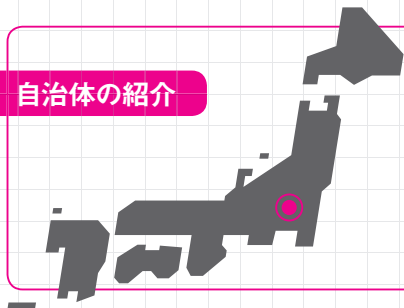


番号制度導入に向けた自治体の取組み

FILE NO. **09**
埼玉県

自治体の紹介



▶人口：7,240,300人（平成26年12月現在）
▶面積：3,798km²

いよいよ今年10月には国民一人一人に12桁の個人番号が通知されるが、埼玉県においては、外部コンサルの支援も受けつつ番号制度への対応を進め、市町村への情報提供・支援等も行っている。

埼玉県における社会保障・税番号制度への対応について

埼玉県企画財政部情報システム課

1 プロジェクトチームの設置

埼玉県では平成26年1月に、番号制度に関係する課の担当者をメンバーとする庁内プロジェクトチームを設置しました。情報システム課が中心となり、番号制度への対応を進めています。また、26年度については、株式会社三菱総合研究所に業務委託を行い、プロジェクトの進捗管理や各段階における検討について支援（コンサルティング）を受けています。

2 統合宛名システムの方式設計

中間サーバーのシステム方式設計書や外部インターフェース仕様書等を踏まえ、統合宛名システムの要件について検討を行いました（平成26年5月～12月）。今後、27年度のシステムの調達に向け、システム調達仕様書を作成する予定です。

3 関連事務についての調査・検討

全庁を対象に、番号制度関連事務・関連システムについて調査を行い、その結果をベースに関係課に対しヒアリングを実施し、対象事務やシステムの現状、業務フローなどを確認しました（～平成26年5月）。

ヒアリング結果を基に、事務の見直しやシステム

改修について関係課と検討を行いました。統合宛名システムについての検討状況も踏まえ、番号制度に係る事務・既存業務システム見直し方針一覧、システム改修方針（概要）や見直し後の業務フローを作成し（26年7月～9月）、さらに26年10月には、システム改修方針（詳細版）を作成しました。

関係課においては、これらを基に具体的な業務手順の見直しやシステム改修の準備を進めており、27年度予算の要求も行っています。

しかしながら、中間サーバー等の仕様やデータ標準レイアウトについて未確定の部分も残っており（27年1月現在）、今後、これらの情報も反映させていく必要があります。その上で、27年度における各システムの改修についても、関係課と十分に調整を図りながら進めていく予定です。

4 特定個人情報保護評価

特定個人情報保護評価の作成要領を定め、関係課に対して、評価書の作成を依頼しました（平成26年10月）。しきい値の判断等については、それまでに実施した関係課へのヒアリングや検討会での情報を基にしています。

全項目評価の対象となる2事務(住基ネット事務、税務事務)については、評価書の県民コメント(パブリックコメント)を実施しました(26年12月～27年1月)。

27年3月には全項目評価に係る第三者点検を実施し、他の評価書とあわせて特定個人情報保護委員会への報告及び公表を行う予定です。

5 条例等の改正

番号法や関連法令の施行にあわせ、個人情報保護条例の改正や番号法に係る条例の制定など、条例の制定改廃が必要となりますが、平成27年10月の番号法施行に向け準備を進めています。なお、今後、それぞれの関連事務における事務処理手順や様式の改正も必要となりますが、まだ改正すべき内容が確定していない部分が多く、今後の検討課題となっています。

6 市町村への支援

埼玉県では、県及び全市町村が参加している「電子自治体推進会議」において、各種セミナー等を実施しています。こうした機会を用いて、番号制度について市町村への説明や情報提供を行っています。

なお、月刊J-LIS平成27年1月号に掲載された記事「ここから始めるマイナンバー対応」(P.39～43)は、26年10月に開催したセミナーにおいて(株)三菱総合研究所が行った説明の資料が基になっていますので、ご参照いただければと思います。

また、県の関係課向けに作成した特定個人情報保

護評価書の作成要領など、参考になり得る資料について市町村に情報提供を行っています。

市町村の進捗を把握するために、26年8月には状況調査を実施し、結果を市町村にフィードバックしましたが、国の「推奨アクションプラン」に基づく進捗管理が開始されたため、今後は「推奨アクションプラン」を基に、市町村の状況把握や助言を行っていく予定です。

7 今後の対応

上述のように、制度面やシステム面について、それぞれ準備を進めており、平成27年度には各種システムの調達や条例の制定を行う予定です。

ただし、まだ確定していない要素も残っており、得られた情報を随時、反映させていく必要があります。番号法や基盤システムに係る部分だけでなく、各関連事務についても今後、所管省庁等からの情報提供が活発になると予想され、こうした情報にも留意しながら作業を進めていきます(図-1)。

市町村についても、進捗に差が見られる状況にあり、番号制度の取組みに対し引き続き支援を行っていきます。また、個人番号関係事務実施者としての内部事務(源泉徴収票や社会保険の各種届出への個人番号の記載等)への対応や、県民や民間事業者への広報・周知については、まだ緒についたばかりであり、27年度以降、充実させていく必要があると考えています。

図-1 番号制度に係るこれまでの主な取組み・スケジュール(平成27年1月現在)

